

議案第109号

藤岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正について

藤岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成28年11月29日提出

平成28年11月29日可決

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

藤岡市都市計画税条例の一部を改正する条例（昭和38年条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第12項を附則第13項とし、附則第11項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第2項及び第4項」を「附則第3項及び第5項」に、「附則第2項及び第5項」を「附則第3項及び第6項」に、「附則第3項、第5項及び第6項」を「附則第4項、第6項及び第7項」に、「附則第5項から第7項まで」を「附則第6項から第8項まで」に、「附則第7項」を「附則第8項」に、「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項の前の見出しを削り、同項を附則第9項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）」を付する。

附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「附則第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第6項と

する。

附則第4項中「附則第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第3項を附則第4項とする。

附則第2項の前の見出しを削り、同項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第1項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

- 2 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は5分の4とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の藤岡市都市計画税条例の一部を改正する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第2項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。